

有機農業の推進に関する 基本的な方針の改定方針について

1. 概要

有機農業推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項に基づき、農林水産大臣が「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）を策定及び変更することとされている。

現行基本方針は、平成26年4月に、おおむね5年を期限として策定されており、その変更（改定）に向け、食料・農業・農村政策審議会の本部会にて論点をとりまとめてきたところ。

今般、「中間とりまとめ」及び「とりまとめへの対応状況」を踏まえ、基本方針を改定する。

<食料・農業・農村政策審議会 果樹・有機部会（有機農業関係）開催経緯>

平成30年	12月17日	第1回部会（生産者ヒアリング）
平成31年	1月21日	第2回部会（流通・加工・小売事業者ヒアリング）
	3月6日	第3回部会（論点整理）
	4月8日	第4回部会（中間取りまとめ）
令和元年	9月30日	第5回部会（中間取りまとめへの対応について）

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、農林水産省では新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を平成26年4月に公表。

第二条 定義

この法律において、**「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 基本方針

- 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。**
- 基本方針においては、次の事項を定める
 - 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 農林水産大臣は、**基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**
(以下略)

有機農業の推進に関する基本的な方針

現行の基本方針は、平成26（2014）年度からおおむね5年間を対象として、有機農業の推進に関する基本的な考え方、目標、推進施策等を記載。

有機農業の普及及び推進の目標（おおむね30年度）

- 我が国の耕地面積に占める
有機農業の取組面積の割合を倍増（1%）
- 有機農業の**技術体系の確立**
- 有機農業の**普及指導体制の整備**（全都道府県）
- 有機農業に対する**消費者の理解の増進**
(有機農業を知る消費者の割合が50%以上)
- 有機農業に関する**推進体制の整備**
(全都道府県と50%以上の市町村)

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

（第七条） 都道府県は基本方針に即し、推進計画を定めるよう努める。

有機農業の推進に関する基本的な方針①

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

第1回部会資料より

- **基本方針** = 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号：以下「法」と記載）第6条第1項の規定に基づき **農林水産大臣が決定**
- **基本方針の構成** = 法第6条第2項の規定に基づき以下を規定
 1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**
 2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項
 3. 有機農業の推進に関する **施策**に関する事項
 4. その他有機農業の推進に関し **必要な事項**

1. 有機農業の推進に関する **基本的な事項**

法第三条（基本理念）の各事項に対応した、以下①～⑤の推進について記載

項目	推進内容
① 農業者が有機農業に容易に従事できるように するための取組推進	➢ 地域の気象・土壌条件等に適合した 技術体系の確立・普及 、有機農業の取組を対象とする 各種支援施策を充実・活用 ➢ 先進的な有機農業者による 就農相談や研修受入の拡大 、新規就農者の 経営計画の作成支援
② 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組めるように するための取組推進	➢ 有機農業に関する 技術体系の確立・普及 ➢ 有機農業を対象とする 各種支援施策の展開 ➢ 有機農業者等と、流通業者、販売業者又は実需者その他が連携・協力し、 実需者等のニーズに即した広域流通や、地産地消等の地域内流通を推進
③ 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れるように するための取組推進	➢ 有機農業により生産される農産物の 生産量・流通量の増加 ➢ 多様な販売機会の設定 ➢ 有機農産物の生産、流通、販売又は消費の 情報の受発信支援 ➢ 有機農産物等の 表示への理解増進 、有機農産物等の 適正な表示の確保による 消費者の有機農産物等に対する 信頼確保
④ 有機 農業者 その他関係者と 消費者 との 連携促進	➢ 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等 の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との 交流・連携が促進 されるよう取り計らう
⑤ 農業者その他関係者の 自主性の尊重	➢ 地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る 各種取組が画一的に推進されることのないよう留意

2. 有機農業の **推進及び普及の目標**に関する事項

下記の5つの目標を設定（①のみ平成26年度の変更で追加。目標年はH30年度）

項目	目標
① 有機農業の拡大	我が国の耕地面積に占める 有機農業の取組面積の割合を倍増（0.4%→1%）
② 有機農業に関する 技術の開発・体系化	都道府県において 、主要な作物を対象に 有機農業の技術体系を確立 。
③ 有機農業に関する 普及指導の強化	都道府県は 、有機農業に関する 普及指導体制の整備率を100%とする 。
④ 有機農業に対する 消費者の理解の増進	有機農業を知る 消費者の割合を50%以上とする 。
⑤ 都道府県等における 有機農業の推進体制の強化	都道府県では 、各種団体で構成する有機農業の推進を目的とする 体制の整備率を100%とする 。 市町村では 、就農相談先を設ける等の 体制を整備率を50%以上とする 。

有機農業の推進に関する基本的な方針②

(平成19年4月農林水産大臣決定、平成26年4月変更)
※ 現方針の対象期間は、平成26年4月から概ね5年間

第1回部会資料より

3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項

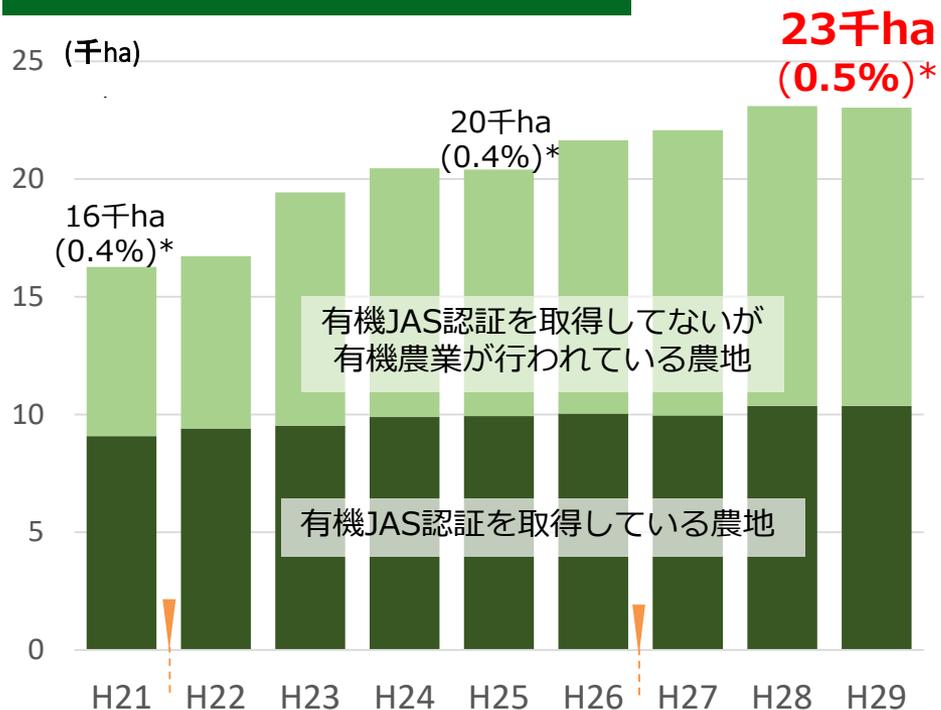
項目		施策の内容
有機農業者等の支援	新たに有機農業を行う者とする者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 就農相談、各種研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成支援、就農希望者の研修 ➢ 職員及び農業団体の職員の資質の維持・向上
	有機農業の取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援 ➢ 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の策定及び実施の指導・助言、農業改良資金の貸付け支援 ➢ 環境保全型農業直接支払による支援 ➢ 有機農業を核とした地域振興の計画達成に必要な支援、有機農業に関する技術実証、技術習得支援 ➢ 有機の種子又は苗等の確保のための採種技術等の講習、優良な取組の情報発信
	農産物の流通・販売面の支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販路確保支援、意見交換・商談等の設定 ➢ 有機JASや生産情報公表農産物等の知識の習得及び制度の活用、有機農産物等の取扱いの拡大働きかけ ➢ 有機JAS認証の取得手続の簡素化等の検討、消費の創出・拡大支援
技術開発等の促進	有機農業に関する技術の研究開発の促進	➢ 技術体系の確立、新技術の実証試験の実施、研究課題の設定・推進、技術ニーズの把握、試験研究への反映
	研究開発の成果の普及の促進	➢ 普及指導センターを中心とした有機農業者への研究開発成果の普及、普及指導員等に対する研修や提供情報の充実
消費者の理解と関心の増進		➢ 知識の普及啓発、農産物の情報の提供、優良な取組の顕彰及び情報の発信、表示ルール等に関する消費者への普及啓発
有機農業者と消費者の相互理解増進		➢ 児童・生徒や都市住民等と有機農業者との理解推進、優良な取組の顕彰及び情報の発信
調査の実施		➢ 国による調査の実施（生産、流通、販売、消費の動向等の基礎的な情報、技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果等）
国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進支援		➢ 民間団体等への情報提供等の支援、相談窓口等の体制の整備、優良な取組の顕彰及び情報発信
国の地方公共団体に対する援助		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報提供等の支援、関連施策の策定及び実施に関する必要な指導及び助言 ➢ 地方公共団体の職員が総合的な知識を習得できる研修の実施

4. その他の有機農業の推進に関し必要な事項

関係機関・団体との連携・協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関の連携を確保する体制の整備、農業者、実需者、消費者、民間団体、行政機関等で構成される推進体制、研究機関、農業者、地方公共団体等が参画する意見交換等の場の設定 ➢ 有機農業に関するアドバイザーの導入についての検討
有機農業者等の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施策の策定にあたり、有機農業者等の意見の把握、反映 ➢ 生産、流通、販売、消費の動向の把握、施策の検討を行う体制の整備
基本方針の見直し	➢ 当該基本方針については平成26年度からおおむね5年間を対象として定めるものとする。

項目	目標	状況
① 有機農業の取組面積割合	全耕地面積の1%	0.5%

有機農業の取組面積* (全国合計)



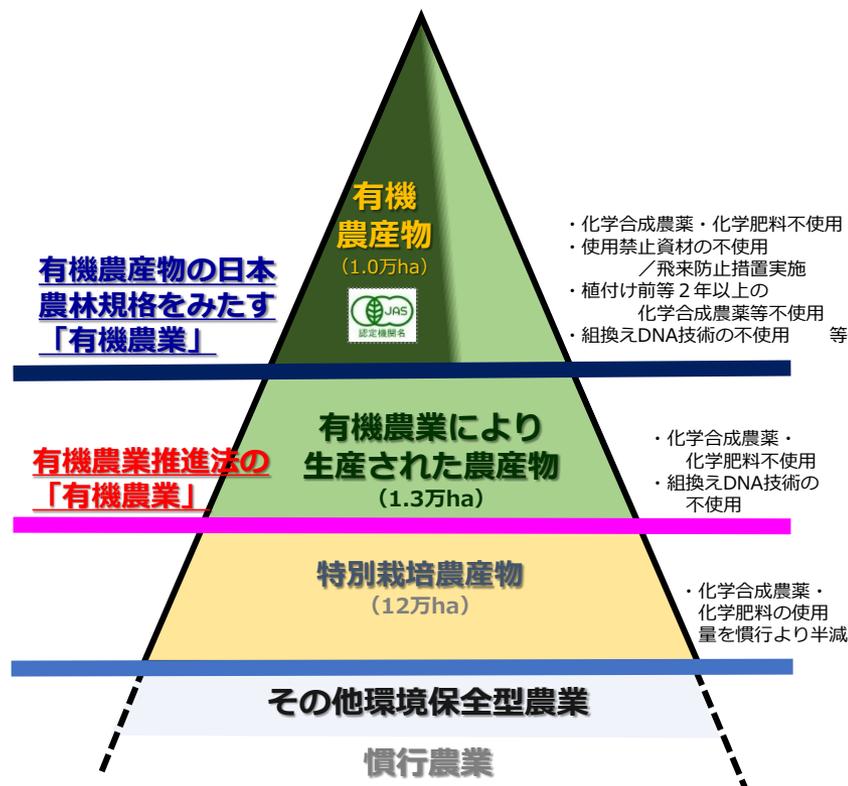
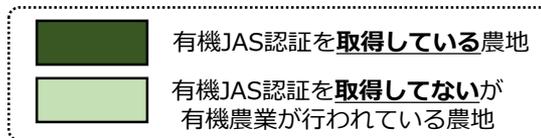
有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地

有機JAS認証を取得している農地

・ () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

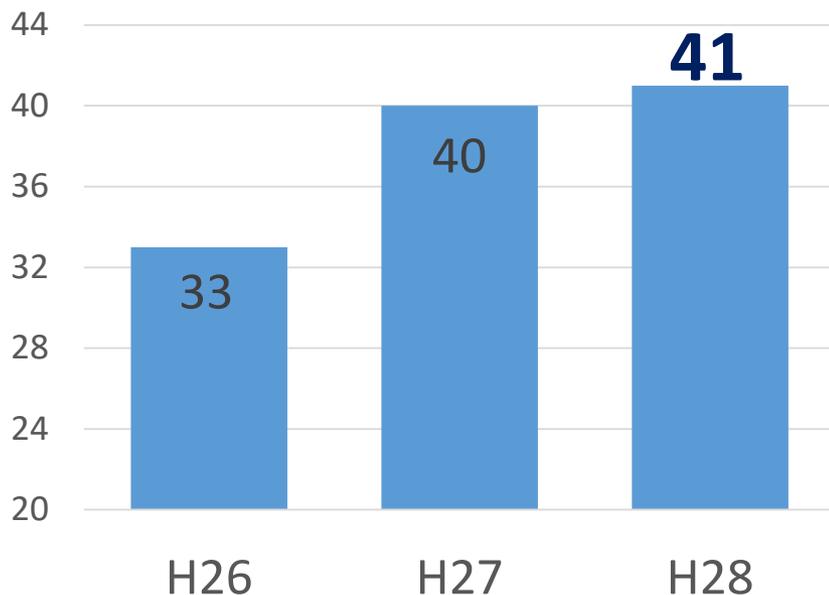
※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計 (注: 有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22~26年、27~29年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに集計方法が異なる。)

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査 (農業環境対策課実施) の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

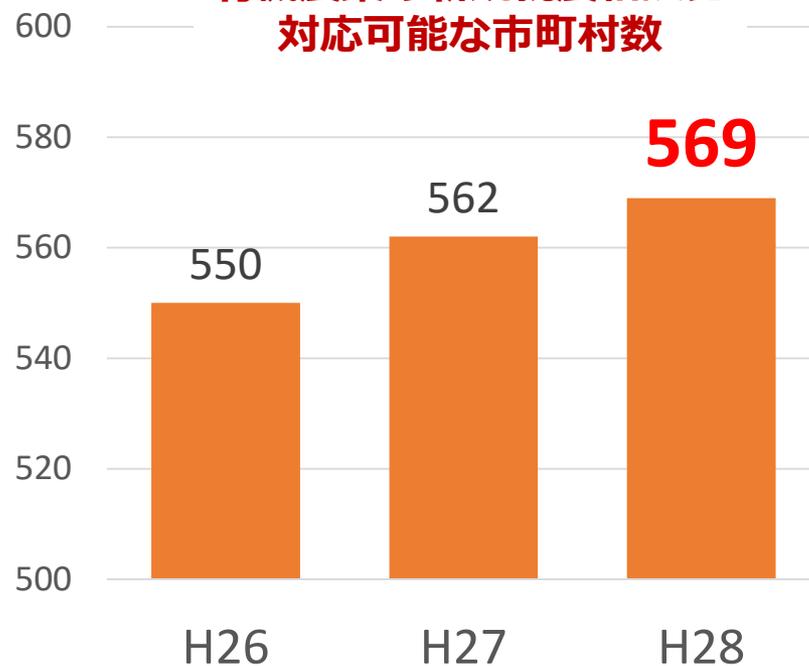


項目	目標	状況
⑤有機農業に関する <u>推進体制を整備</u>	全都道府県 市町村の50%	41都道府県 33%の自治体

有機農業に関する県域協議会を設置、または定期会合を開催している都道府県



有機農業の新規就農相談に対応可能な市町村数

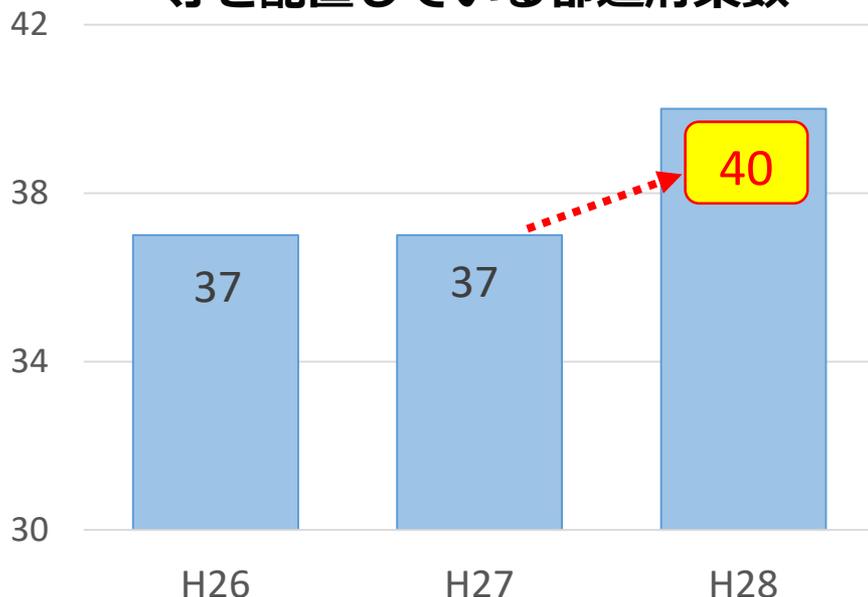


※ 農業環境対策課調べ。なお市町村数は、H28年4月時点で1,724。

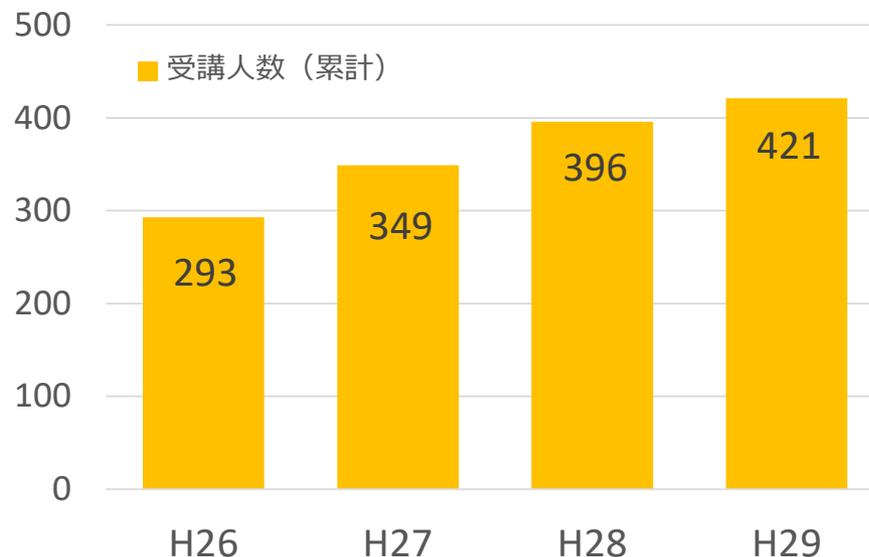
項目	目標	状況
③有機農業の普及指導体制を整備*	全都道府県	40都道府県

* 農業革新専門員（持続可能な農業担当）、または普及指導員（環境保全型農業担当）を配置していること

有機農業を担当する普及指導員等を配置している都道府県数



国が実施する有機農業等の研修の累積受講人数



※ 技術普及課、農業環境対策課調べ

項目	目標	状況
②有機農業の技術体系を確立	全都道府県	36都道府県

独自の有機農業の栽培マニュアルを作成済みの都道府県

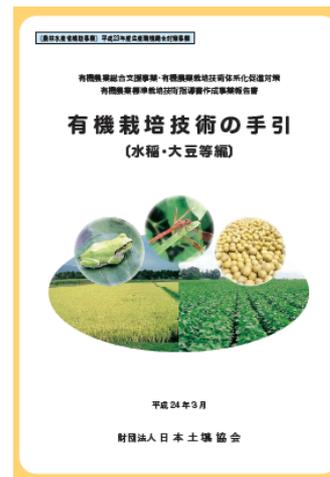
22 都道府県

有機農業の標準栽培技術指導書を活用している都道府県

14 都道府県

その他

- ✓ 農研機構では、平成30年に「有機農業の栽培マニュアル」、「同技術資料集」を発売。
- ✓ 「有機農業研究者会議2018」等で、生産者や普及指導員、研究者等に同成果を周知。



▲ 有機農業標準栽培技術指導書



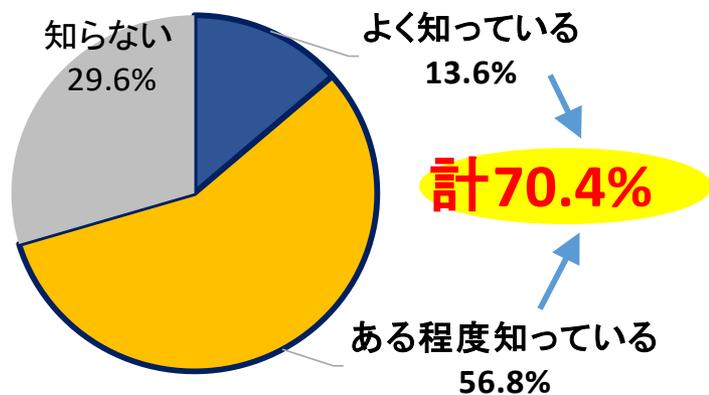
▲ 有機農業の栽培マニュアル（H30.6 農研機構）

項目	目標	状況
④消費者が有機農業を理解	50%	70.4%

有機農業の理解度調査の結果

« 平成29年度調査 »

Q：「有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、生物の多様性に及ぼす影響を低減させる」ことを知っていますか？



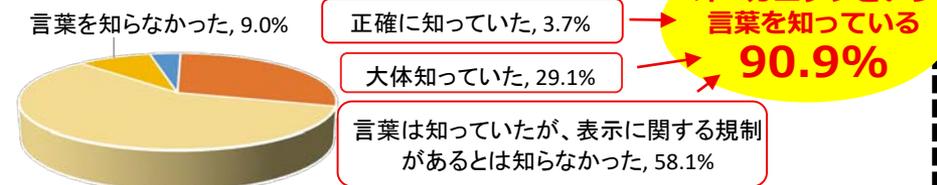
※ 農林水産省「平成29年度有機食品マーケットに関する調査」より (n=523)

正確に知っている、よく知っているという者は少ないと御指摘あり。

正確に知っている者は **3.7%**

国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530)

有機やオーガニックという言葉の理解度



※ 農林水産省「平成29年度有機食品マーケットに関する調査」より (国内の16歳以上の一般消費者を対象に調査 (n=4,530))

論点項目	ポイント	概要
目的	有機農業の推進目的や特徴	有機農業の取組拡大自体を目的とするのではなく、有機農業の特徴や優良性を踏まえ、有機農業が広がることが農業・農村の発展や課題解決にどのように繋がるのか整理し、農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確化すべき。
制度	<p>有機農業関連制度のわかりにくさ</p> <p>有機JAS表示制度の課題</p> <p>環境保全型農業の諸制度の課題</p>	<p>生産者にも消費者にも制度がわかりにくい。消費者にとってわかり易い制度設計として、</p> <p>① 「有機農業」について、国際水準も踏まえ定義を整理すべき。</p> <p>② 減農薬・減肥の栽培は有機農業とは異なるので、関係を整理するとともに、当該栽培のあり方は別途検討すべき。</p> <p>③ 有機認証の取得に掛かる手間を軽減し、より多くの者に有機認証を取得しやすくすべき。</p> <p>④ 新たに有機農業を始める者を含め、現時点では有機認証取得が難しい生産者が、認証を取得しやすくなるよう、しっかりした支援体制を検討すべき。</p> <p>⑤ 有機認証を取得しない生産者の生産する農産物の表示のあり方を検討すべき。</p>

論点項目	ポイント	概要
生産～流通～消費までの諸課題	生産者の人材育成や相互連携	新規参入者に対する技術的・経営的なサポートを通じ、有機農業への参入のハードルを下げる仕組みを検討すべき。 自治体やJAなどとも連携し、有機農業に地域で取り組むことを支える仕組みを検討すべき。
	有機農業の栽培技術の開発	雑草対策等をはじめ、有機農業の栽培技術の開発や育種、地域での技術導入・実証を推進すべき。
	有機農業に適した農地の確保・集団化	有機農業が行われる農地の団地化を推進していく仕組みを検討すべき。
	生産者と事業者の連携による販路開拓	安定的でニーズに応じた生産や供給を推進するため、有機農業に取り組む生産者と加工事業者や流通事業者等との連携を促していくべき。
	流通の合理化	
	消費者への情報伝達、理解確保	有機農業をわかり易く位置づけ、エシカルな面を含むその価値を消費者にわかり易く伝える取組みを推進すべき。 有機農産物の需要を喚起していくことも検討すべき。

果樹・有機部会（有機農業関係）中間とりまとめへの対応状況について

（令和元年9月30日 第5回部会資料を元に農業環境対策課とりまとめ）

ポイント	概要	令和2年度予算等での対応
生産者の人材育成や相互連携	新規参入者に対する技術的・経営的なサポートを通じ、有機農業への参入のハードルを下げる仕組みを検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際水準の有機農業の取組等について、農業者に指導・助言を行う人材を育成し、現地指導を行う事業を実施予定。 ◆ 新たに有機農業に取り組む農業者の、有機JASの制度に関する研修受講等を支援する事業を実施予定。
	自治体やJAなどとも連携し、有機農業に地域で取り組むことを支える仕組みを検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業者のネットワークづくりによるロットの拡大等、有機ビジネス実践拠点の育成・強化を行う事業を実施予定。 ◆ 有機農業を生かして地域振興につなげている市町村等の相互の交流や連携を促す自治体のネットワークづくりを推進。
有機農業の栽培技術の開発	雑草対策等をはじめ、有機農業の栽培技術の開発や育種、地域での技術導入・実証を推進すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雑草対策など、各地に共通する生産技術の実証、成果の普及を行う事業を実施予定。 ◆ 有機ビジネス実践拠点での栽培技術向上に向けた研修会等の開催を支援する予定。
有機農業に適した農地の確保・集団化	有機農業が行われる農地の団地化を推進していく仕組みを検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 借受希望者のニーズに対応した農地をマッチングできるよう、詳細な希望条件（例えば、農作物栽培高度化施設の設置が可能な農地、有機農業が可能な農地、樹園地への転換が可能な土地等）を把握するよう通知を発出済み。 ◆ 市町村等が、複数の耕作放棄地等をまとめ、有機JASほ場に転換する試行的取組を行う事業を実施予定。

果樹・有機部会（有機農業関係）中間とりまとめへの対応状況について

（令和元年9月30日 第5回部会資料を元に農業環境対策課とりまとめ）

ポイント	概要	令和2年度予算等での対応
<p>生産者と事業者の連携による販路開拓</p> <p>流通の合理化</p>	<p>安定的でニーズに応じた生産や供給を推進するため、有機農業に取り組む生産者と加工事業者や流通事業者等との連携を促していくべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業者のネットワークづくりによるロットの拡大等、有機ビジネス実践拠点の育成・強化を行う事業を実施予定。 ◆ 販売戦略の企画・提案する者の派遣等、実需者との円滑な商談を支援する事業を実施予定。 ◆ 流通技術課題に対する実証や成果の普及を行う事業を実施予定。 ◆ 集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入事業において、有機農業に関する優先枠を設定。
<p>消費者への情報伝達、理解確保</p>	<p>有機農業をわかり易く位置づけ、エシカルな面を含むその価値を消費者にわかり易く伝える取組みを推進すべきではないか。</p> <p>有機農産物の需要を喚起していくことも検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業等に関する研修を行う事業を実施予定。 ◆ 国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携し、国産有機食品に対する消費者需要を喚起する事業を実施予定。 ◆ 有機加工食品規格や取組事例等に関する講習会を通じ、国産有機農産物の加工需要を拡大する事業を実施予定。 ◆ 有機農産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証取得、輸出向け商談、商品開発等を支援する事業を実施中。

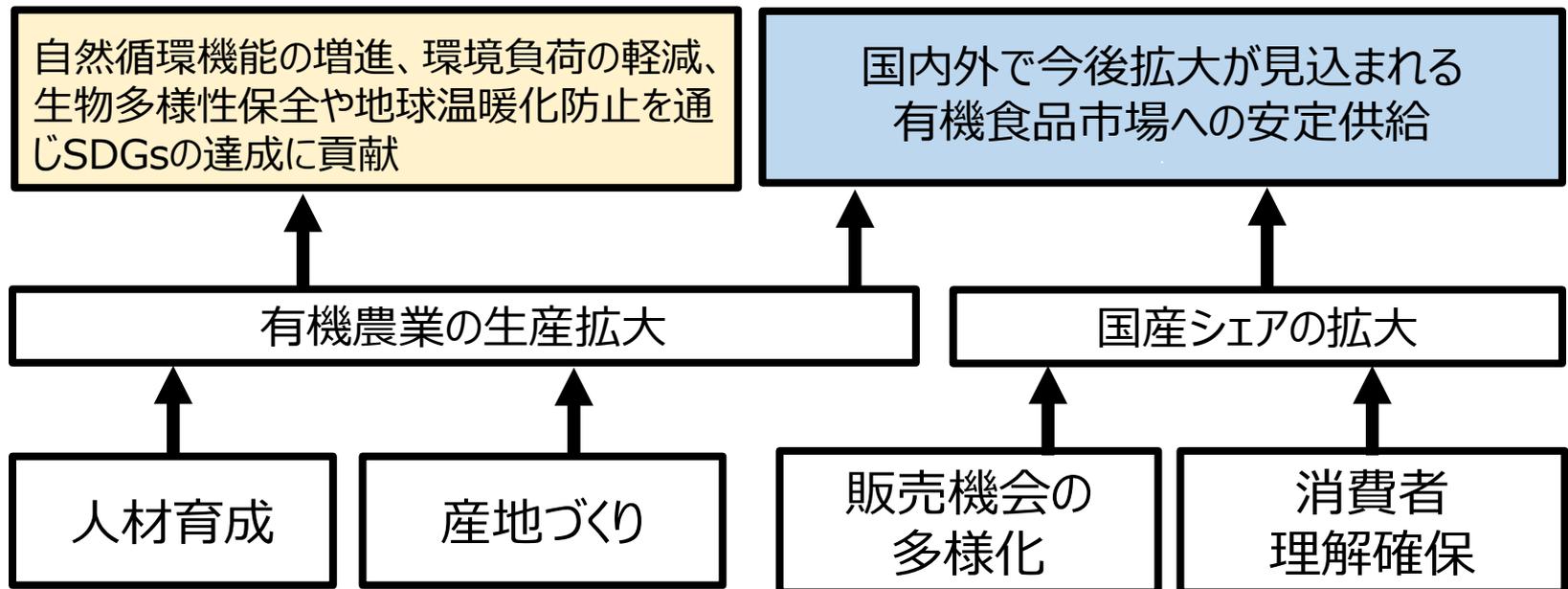
2. 改定のポイント

(1) 全般

有機農業の推進目的を明確化するとともに、因果関係に基づき施策を体系化する。体系化に際しては、可能な限り定量的な関係性を考慮する。

(2) 有機農業推進の基本的事項

自然循環機能の増進や生物多様性保全等SDGsへの貢献と、国内外で拡大が見込まれる有機食品市場への安定供給の2つを目的に設定。



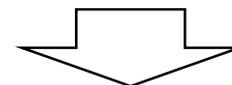
2. 改定のポイント

(3) 有機農業の推進及び普及の目標

国内有機市場規模と輸出の拡大見通しを前提に、10年後（2030年）の生産及び消費の目標を設定。

有機市場規模の見通し

	2009年	2017年	2030年（見通し）
国内有機食品市場規模（億円）	1,300	1,850	市場拡大率を仮定し将来見通しを算定
有機食品輸出額（億円）	—	推計中	輸出の増加率を仮定し将来見通しを算定



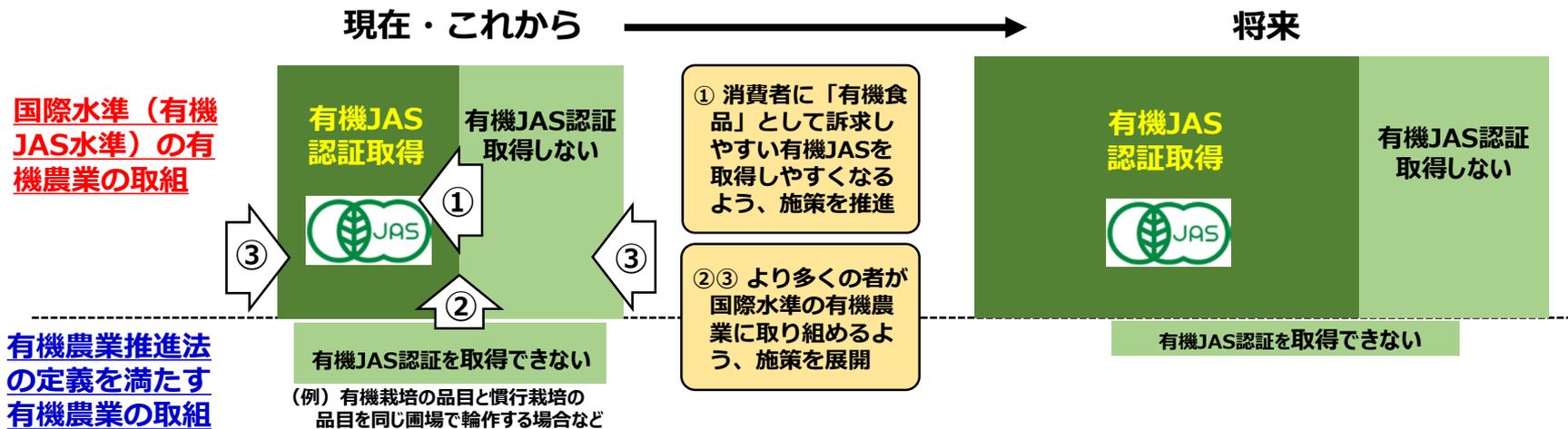
生産及び消費の目標

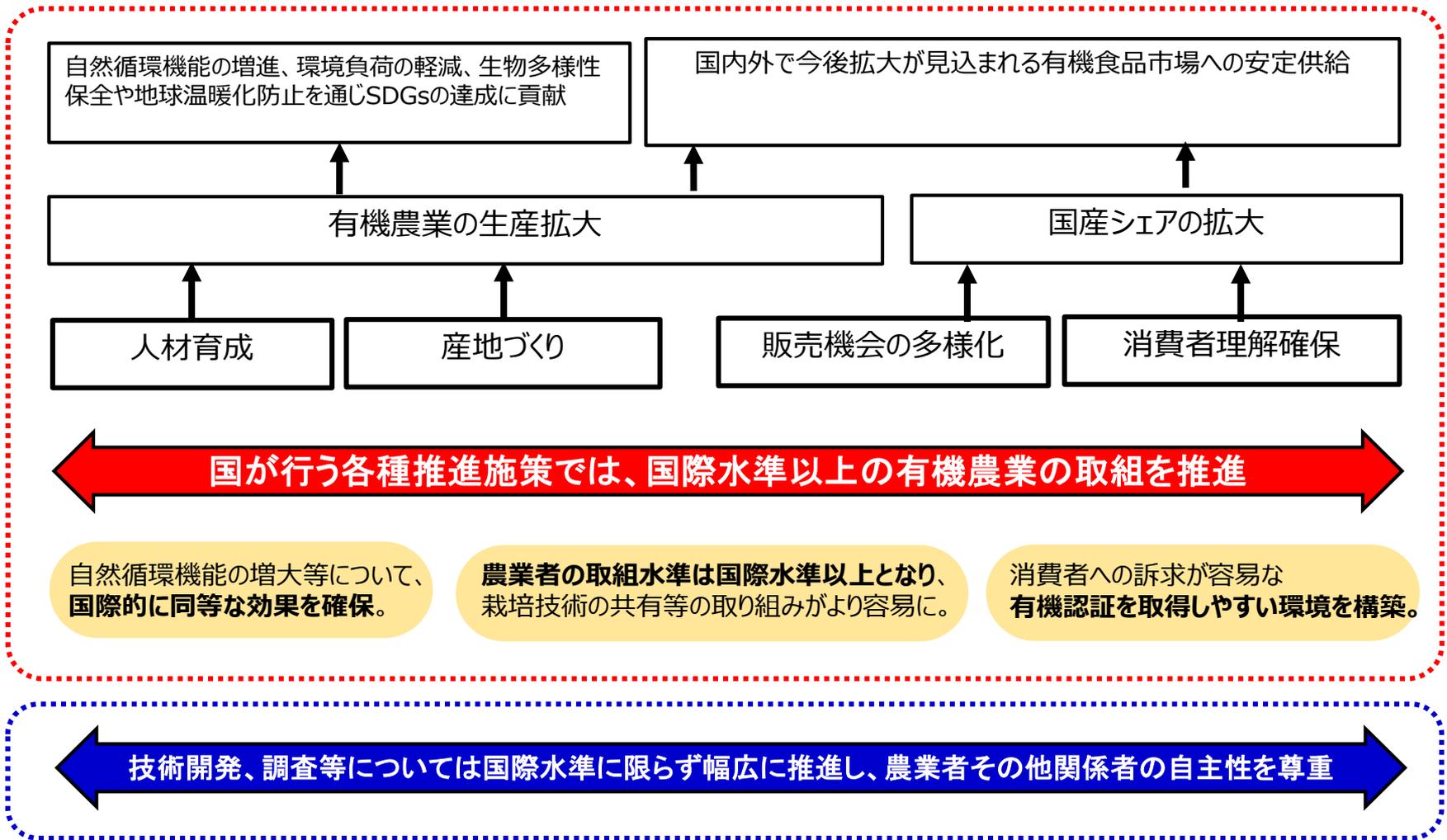
	2009年	2017年	2030年（目標）
有機農業の取組面積（千ha）	16.3	23.5	国産の有機食品に対応する市場規模の拡大に対応し、有機農業に取組む面積も拡大するとして必要面積を試算
有機農業者数（千人）	11.8	—	有機認証の取得／未取得の別に、有機農業の取組面積に対応した農業者数を試算
有機食品の国産シェア（%）	—	59.5	近年の有機食品の国産シェアのトレンドに応じ、将来の国産シェアを試算
週1回以上有機食品を利用する消費者の割合（%）	21.4	17.5	国内の有機食品市場規模が拡大した際の市場のイメージ（人数×平均消費額）から、割合を試算

(4) 施策に関する事項

- ① 国は、目標達成に向け国際水準の有機農業を推進し、より多くの農業者が国際水準の有機農業に取り組めるよう、また有機JAS認証を取得しやすくなるよう、環境づくりを推進する。

他方、調査や技術開発等は、国際水準に限らず幅広く対象とし、農業者その他関係者の自主性を尊重する。





② 具体的な施策については、現行基本方針の施策を体系化・再整理するとともに、中間とりまとめの指摘への対応（令和2年度予算を含む）に関する記述を追加して整理する方針。

施策に関する事項の項目（案）	関連する現行方針の項目	食農審 有機部会「中間とりまとめ」の指摘
○有機農業の生産拡大に向けた施策		
（1）人材育成に関する施策	1 有機農業者等の支援	
① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策	（1）新たに有機農業を行おうとする者の支援	【生産者の人材育成】
② 有機農業の取組に関する施策	（2）有機農業の取組に対する支援	【生産者の人材育成】
（2）産地づくりに関する施策	（2）有機農業の取組に対する支援	【生産者の相互連携】 【有機農業に適した農地の確保・集団化】
○国産シェア拡大に向けた施策		
（1）販売機会の多様化に向けた施策	1 有機農業者等の支援	
① 農産物の流通・加工・販売に関する施策	（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援	【生産者と事業者の連携による販路開拓】 【流通の合理化】
② 有機認証を取得しやすい環境づくり	（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援	【有機農業関連制度のわかりにくさ】
（2）消費者の理解確保に向けた施策		
① 消費者の理解と関心の増進に関する施策	3 消費者の理解と関心の増進	【消費者への情報伝達、理解確保】
② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策	4 有機農業者と消費者の相互理解の増進	【消費者への情報伝達、理解確保】
○技術の開発と普及の促進	2 技術開発等の促進	【有機農業の栽培技術の開発】
○調査の実施	5 調査の実施	
○国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	
○国の地方公共団体に対する援助	7 国の地方公共団体に対する援助	